

税だより

税理士による
無料税務相談

開催日

8月11日(木)

時間

午後2時～4時
(二人30分以内)

場所

役場 2階第2会議室

担当

東海税理士会津島支部所属
の税理士

内容

相続、贈与、確定申告(消費
税含む)などに関する税務相談
全般

申込方法

8月10日(水)までに税務課
へ電話でご予約ください。

その他

- ・プライバシーは守られます。
- ・申告書等の税務書類の作成
は行いません。

予約・問い合わせ先

役場 税務課
内線 175・176

東日本大震災により 被害を受けた方へ

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、津島税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。
(<http://www.nta.go.jp>)

また、地方税についても、住民税、固定資産税、軽自動車税などの特例があります。詳しくは、役場税務課までお問い合わせください。

問い合わせ先

津島税務署

☎ 0567(26)2161

西尾張県税事務所

☎ 0586(45)3166

役場 税務課 住民税係

あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄附金、自治体を通しての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会などへの義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。詳しくは、総務省東日本大震災関連情報ホームページをご覧ください。
(<http://www.soumu.go.jp>)

問い合わせ先

役場 税務課
内線 175・176

自主防犯ボランティア

「島井青壮年会」発足!!

本年3月に、西條島井地区住民の方々13名による、地域住民の安全安心を目的とした自主防犯組織が発足されました。

主な活動は、島井地区の夜間防犯パトロールおよび西小学校児童の登下校の見守りです。

この会は、「無理をせず自らできる活動」を合言葉に、地域に密着した防犯活動に取り組んでいます。

自主防犯ボランティアの
結成を!

今、安全で安心して暮らせる地域社会の実現が強く求められています。そのためには地域住民による防犯の輪を広げることがとても大事です。自主防犯活動を成功させるポイント「無理をせず、できることから」です。

「自分のまちは自分で守る」を合言葉に、皆さんの地域でも自主防犯ボランティアを結成しましょう。

※自主防犯組織の結成時には、防犯活動資料の提供制度もあります。

問い合わせ先

役場 総務課

内線 151

